

資料

- ・農地法施行規則第20条(別段の面積の基準)
- ・農地法関係事務に係る処理基準『農林水産省通知』

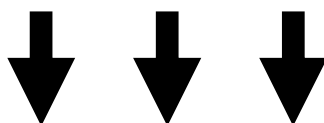
(別段の面積の基準)

第二十条 法第三条第二項第五号 の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 設定区域(農業委員会が法第三条第二項第五号 の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。)は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
- 二 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。
- 三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。

西宮市においては、この基準を適用して下限面積を設定すると40aとなる。

平成21年12月15日以前の下限面積20aは、40aであると新規就農等が望めないということで、県知事によってその半分の20aで設定していた状況である。



高齢化、兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び、有効利用が図られないと判断された場合に下記の規定により別段面積(下限面積)を定めることができる。

- 2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号 の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

10アールを下回ることも可能である。(農地法関係事務に係る処理基準『農林水産省通知』)

- 一 当該設定区域内に 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないことと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が 相当程度存在すること。

利用状況調査の結果、現に耕作されておらず、また、見込みのない農地や周辺と比べ著しく利用の程度が劣っている農地(農地法関係事務に係る処理基準『農林水産省通知』及び農地法第30条第3項各号)

農業経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で下限面積の弾力運用による有効活用が必要な地域。(農地法関係事務に係る処理基準『農林水産省通知』)

- 二 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第三条第二項第五号 に規定する面積(北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう。)未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

下限面積に満たない小面積で農地利用者が増加しても、設定区域及びその周辺地域における集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障を及ぼすおそれがない設定区域の位置及び規模であることであり、地域の農地の保有や利用状況及び将来見通し、該当区域及び周辺地域の農業者の営農に関する意向を十分に考慮して判断する必要がある。(農地法関係事務に係る処理基準『農林水産省通知』)

(参照:農地法)

第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。)に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)